

令和 8 年 7 月 30 日

保 護 者 様

中央区立教育センター
所長 村上 隆史

適応教室（わくわく 2 1）における災害時等の非常時における対応について

日頃より適応教室の教育活動にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、適応教室では、お子さんの安全を確保するため、大地震発生時、気象警報発表時には、下記のとおり対応させていただきます。

記

1 地震が発生した場合の対応

（1）中央区で震度 5 弱以上の地震が発生した場合

【通室時】

適応教室でお子さんの安全を確保します。その後、保護者への引き渡しにより、退室します。

※中央区で震度 5 弱以上の場合、必ず保護者への引き渡しとなります。ご自身の安全を確保した上で、お迎えをお願いします。

【通室前】

お子さんを通室させず、自宅待機をお願いします。

【通室途中】

- ① 安全な場所に一時避難し、揺れが収まったら、自宅か適応教室の近い方に向かうようにしてください。自宅に保護者が不在の時は適応教室に向かうなど、どう行動するか日頃からお子さんと話し合い、対応を決めておいてください。保護者が付き添っている場合は、安全な場所に一時避難し、揺れが収まってから自宅に戻ってください。
- ② お子さんが通室した場合は適応教室で保護します。その後、保護者への引き渡しにより、退室します。

（2）中央区で震度 4 以下の地震が発生した場合

緊急地震速報・災害情報などの情報に基づいて判断します。必要に応じて、自宅待機、適応教室での待機、保護者引き渡しとなります。通室前の場合は電話でお問い合わせください。お子さんが既に通室している場合は安心でんしょばとにてお知らせいたします。電話回線の混雑や断線等も考えられるため、ご確認をお願いします。

《裏面もご確認ください》

2 大雨および暴風（台風）、大雪の場合の対応

（１）中央区に特別警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮・暴風・暴風雪・大雪）及び危険警報（河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮）、暴風警報、暴風雪警報（以下、「特別警報等」）が気象庁より発令、または発令が予想される場合

【通室前】

① 午前７時の段階で発令されている場合は、臨時休業とします。

【通室時に発令された場合】

① 特別警報等が解除され、お子さんが安全に退室できるようになるまで保護します。

② 特別警報等の解除が見込めない場合には、保護者の方に迎えに来ていただくことがあります。その場合には、安心でんしょばとにてお知らせいたします。電話回線の混雑や断線等も考えられるため、ご確認をお願いします。

（２）東京２３区内のＪＲ・私鉄・地下鉄各線のいずれかにおいて計画運休が発表された場合

【当日朝】

① 午前１０時までに解除されない場合は、臨時休業とします。

② 午前１０時までに解除された場合は、正午から通室可となります。

【担当】

中央区教育委員会教育センター
適応教室「わくわく２１」
電 話 ３５４５－１０２１